

京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1 (略)</p> <p>第2 委員会は、<u>本学大学院において、独立行政法人日本学生支援機構(この項において「機構」という。)の第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、機構に対して在学中に特に優れた業績を挙げた者としての認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって選出する。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>第5 委員会は、<u>第2の調査審議を行うに当たっては、返還の免除を受けようとする学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、業績の評価項目及び評価方法は、委員会の議を踏まえて総長が定める。</u></p> <p>第6 委員会に関する事務は、教育推進・学生支援部学生課において処理する。</p> <p>第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員会の議を踏まえて委員長が定める。</p>	<p>第1 (同左)</p> <p>第2 委員会は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の第一種奨学金の貸与を受けた<u>本学の大学院学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者としての認定を受け、奨学金の返還を免除される候補者として機構に対して推薦すべきものを選考する。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、委員会は、機構の第一種奨学金の貸与を受ける本学の大学院学生であって、採用時返還免除内定候補者として機構に対して推薦すべきものを選考する。</u></p> <p>第4 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第5 } (同左)</p> <p>第6 }</p> <p>附則 この要項は、令和元年5月10日から実施し、平成31年2月1日から適用する。</p>